

大情審答申第 394 号  
平成 27 年 6 月 1 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会  
会長 松本 和彦

### 大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 26 年 8 月 6 日付け大総務第 e - 155 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

#### 第 1 審査会の結論

大阪市水道局長（以下「実施機関」という。）が、平成 26 年 6 月 4 日付け大水工施設第 22 号により行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

#### 第 2 審査請求に至る経過

##### 1 公開請求

審査請求人は、平成 26 年 5 月 21 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、別表の（あ）欄に記載のとおり公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

##### 2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を、別表の（い）欄に記載のとおり特定した上で、条例第 10 条第 2 項に基づき、公開しない理由を別表の（う）欄に記載のとおり付して、本件決定を行った。

##### 3 審査請求

審査請求人は、平成 26 年 7 月 2 日、本件決定を不服として、大阪市長に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条第 1 項第 1 号に基づき審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### 第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 情報公開請求では、請求内容を「下見積もり書及び見積もり比較表」としたが、下見積もり書又は見積もり比較表の業者別の総額のみ公開を要請する。業者名も公開されるべきものではあるが、今回に限り非公開でも構わない。

2 実際の取引価格とかけ離れた下見積もりが、「業者の経営上及び生産技術上の情報であって、公にすることにより、業者としての正当な利益を害するおそれが認められるもの」などという大阪市の主張は見当外れで愚かな議論である。

業者にとっての企業秘密といえるのは、総コストであるが、それに最も近似した入札時見積もりが公開される以上は、総コストと最もかけ離れて高い価格である下見積もりは公開されて当然の情報であり、非公開とすべき合理的な理由など存在しない。

3 実施機関は、「業者の事前同意なしに情報開示すると業者との信頼関係が損なわれ、今後見積書作成の協力を得ることが困難になる」と主張しているが、これはビジネスの実態を知らない机上の空論にすぎない。

官直案件でも受注を目指すなら、出来るだけ有利な予定価格が設定されるように下見積もりを出すのが当然の営業行為で、提出した以上その情報が第三者に開示される可能性があるのは当たり前で、しかもその価格情報たるや機密情報でも何でもないことから、発注者である官公庁／独法が業者の顔色を窺う必要などない。

4 また「査定率が分かると、将来案件の予定価格が類推できる」という理屈について、「将来案件の下見積り値×査定率＝将来案件の予定価格」という等式を前提に査定率が分かると将来案件の予定価格が類推できるという主張が成り立つには、当該官公庁／独法の調達部門以外には入札前に誰も知ることができない将来案件の下見積り値を入札前に正確に予測することが必須条件になるが、それは不可能である。したがって、査定率が分かっても、将来案件の下見積り値が分からない以上は、将来案件の予定価格を導き出すことなど出来るはずはない。

#### 第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定において非公開とした情報について

本件決定において特定した公文書は、(仮称) 東部合同庁舎昇降機設備工事及び(仮称) 北部合同庁舎昇降機設備工事の見積書(以下「本件見積書」という。)及び見積比較表(以下「本件見積比較表」といい、本件見積書及び本件見積比較表を総称して「本件各文書」という。)である。

本件見積書は、上記工事を発注するにあたり、工事予定価格を算定する積算資料として使用する目的で、実施機関における昇降機設備工事の見積徴取実績のある業者9社に依頼し、徴取した書類であり、メーカー名、昇降機の型式ごとの単価及び金額並びにそれらの合計金額が記載されており、その全てを非公開とした。

また、本件見積比較表は、単価設定の際に徴取した見積書のメーカー毎の総額を一覧で対比できるように実施機関が作成した書類であり、メーカー名、本件見積書から抜粋した見積金額が記載されており、その全てを非公開とした。

2 工事価格の積算について

実施機関における工事予定価格は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般

管理費等の各種目をもとに算出し、工事予定価格総額は、工事予定価格に消費税及び地方消費税額を加算した金額である。このうち、直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要となる費用であって、昇降機設備工事の場合は、昇降機かご、巻上機械類などが直接工事費にあたる。

一般に、直接工事費は、使用部材ごとに、建設資材関係の定期刊行物に掲載された調査価格や、業者の作成するカタログ等による公表価格を参考として単価を設定し、この単価に必要数量を乗じて算出するが、昇降機設備工事には、これらの調査価格や公表価格が存在しない。そのため、実施機関における昇降機設備工事の単価は、昇降機設備業者から徴取した見積価格を参考とし、市場の動向等を勘案して調整率を乗じて設定している。

### 3 本件各文書に対して本件決定を行った理由

昇降機設備工事においては、過去に受注実績があり、受注する可能性のある業者から見積書を徴取しなければ、工事予定価格として適正な価格が算出できないところであるが、見積書に記載されている総額、号機別単価が公表されることにより、実施機関が見積書を徴取する際に、昇降機設備業者が別の業者の見積金額を参考として、従前とは全く異なる内容の見積書を提出することも考えられ、これに伴って、適正な工事予定価格の算定に支障をきたすことが懸念される。

また、本件見積書の主要な内容は、昇降機の型式ごとの内訳明細（単価・金額）及び総額であるが、これらの情報と、既に公開されている本件請求に係る工事の予定価格と照合すると、予定価格の基礎となる工事金額の決定方法等が明らかになるおそれや、今後の類似案件の予定価格が類推されるおそれがあり、予定価格直下への入札価格への集中をもたらす等、実施機関の財産上の利益を不当に害する可能性がある。

しかも、この見積書の徴取にあたっては、昇降機設備業者に対して、本市の事務事業の参考のために対価なく任意の協力を求めるものであり、この依頼に応じなくてもその後の入札には参加できるため、依頼を受けた業者にとって、見積書の作成は一方的な負担にはかならない。

このようなことから、本件見積書中の主要な情報を公表した場合、実施機関が今後適正な見積書を徴取できなくなり、工事予定価格を適正に積算できず、入札や契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、これらの情報が条例第7条第5号に該当すると判断したものである。

なお、本件請求の趣旨は、本件請求の公開請求書や本件審査請求でも明らかなように、工事予定価格の積算の基礎となった金額を知りたいというものであるが、これらの情報は前述の理由で非公開として取り扱っており、本件見積書上からこれらの非公開情報を除くと、審査請求人にとって有意の情報が記載されていないため、条例第8条第1項ただし書に基づき、本件見積書の全部を非公開としたものである。また、本件見積比較表については、本件見積書中の非公開情報を抜粋し、転記して作成したものであり、本件見積書と同様の理由で非公開としたものである。

### 4 その他

本件審査請求において、公開を求められているとは考えられないが、本件見積書には、法人担当者の氏名及び印影、法人の社印が記載されており、法人担当者の氏名及び印影は条例第7条第1号、法人の社印は第2号に該当し、いずれも非公開として取り扱うべき情報である。

なお、平成26年7月29日付け大総務第e-134号による裁決書では、「実施機関が行った本件決定において公開しないこととした部分のうち、事業者名を公開する。」としているが、本件審査請求では、「下見積書又は見積比較表の業者別の総額のみ」を開示することが求められており、業者名は非公開でよいと記載されているため、変更決定をせず諮問を行う。

## 第5 審査会の判断

### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

### 2 本件各文書について

本件各文書は、実施機関が昇降機設備工事の工事費積算のための単価設定を行うに当たり、昇降機設備については、建設資材関係の定期刊行物に掲載された調査価格やカタログによる公表価格がいずれも存在しないことから、実施機関における昇降機設備工事実績のある業者に見積りを依頼し、これに応じて提出された見積書及び各見積書の内容を一覧にまとめた見積比較表である。

本件見積書には、事業者名、見積提出日並びに階数・型別の各設備の内訳金額等、直接工事費小計、経費小計及び工事価格合計額等が記載されている。

また、本件見積比較表には、事業者名、直接工事費小計及び工事価格合計のほか工事名称及び直接工事費合計の内訳等が記載されている。

### 3 争点

実施機関は、本件各文書について、条例第7条第5号を理由に本件決定を行ったのに対し、審査請求人は、本件決定を取消し、本件各文書のうち業者別の総額（以下「本件情報」という。）を公開すべきとして争っている。

したがって、本件審査請求における争点は、本件情報の条例第7条第5号該当性である。

なお、実施機関が本件決定において非公開とした部分のうち、本件情報以外の部分については、審査請求人が公開を求めていることから、その非公開の妥当性については判断しないものとする。

#### 4 当審査会における過去の判断について

当審査会は、平成26年6月26日付け大情審答申第373号（以下「先例答申」という。）において、次のとおり判断している。

(1) 平成24年度入札案件の「昇降機設備工事にかかる予定価格設定の為に業者から入手した下見積書又は見積比較表」を求める旨の公開請求に対して、実施機関が非公開決定を行ったところ、対象文書に記載の事業者名、直接工事費及び合計の公開を求めて審査請求がなされた。

(2) 事業者名については、これを非公開とする理由がないことから、公開すべきであると判断した。

(3) 一方、直接工事費は、他に公開されている情報と合わせると、予定価格の基準となる金額の決定方法等が明らかとなり、実施機関における今後の類似案件の予定価格が類推され、予定価格直下への入札価格の集中をもたらすおそれがあり、落札価格が高止まりになる等、実施機関の財産上の利益を不当に害するおそれがあることから条例第7条第5号に該当すると判断した。

また、工事価格の合計は、その金額から直接工事費を算出することが可能であることから、公開することによって直接工事費が明らかとなる合計についても、直接工事費と同様に条例第7条第5号に該当すると判断した。

#### 5 本件情報の条例第7条第5号該当性について

本件決定は、先例答申と同様「昇降機設備工事にかかる予定価格設定の為に業者から入手した下見積書又は見積比較表」を求める旨の公開請求に対して、実施機関が行った非公開決定である。

なお、本件各文書は平成25年度入札案件に係る見積書及び見積比較表であるが、その構成及び性質は、先例答申における対象文書である見積書及び見積比較表と同様である。

本件情報は、実施機関における昇降機設備工事に係る予定価格を算出するため、実施機関が事業者から徴取した見積書等のうち工事価格の合計であることから、当審査会が先例答申において上記4(3)のとおり述べたように、条例第7条第5号に該当する。

#### 6 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井美智子、委員 西村枝美、委員 上田健介

別表

(あ)	請求する公文書の件名 又は内容	対象案件 (16) (仮称) 東部合同庁舎昇降機設備工事 (平成 25 年 11 月 22 日) (17) (仮称) 北部合同庁舎昇降機設備工事 (平成 25 年 12 月 4 日) 請求文書 (1) 予定価格設定の為に業者から入手した下見積もり書 or 見積もり比較表
(い)	公文書の件名	見積書、見積比較表 (工事名称：(仮称) 東部合同庁舎昇降機設備工事 (仮称) 北部合同庁舎昇降機設備工事)
(う)	公開しない理由	条例第 7 条第 5 号に該当 (説明) 見積に関する資料一式は、本市の契約事務に関する情報であり、これを公開することにより、今後適正な見積の徴取ができなくなるおそれがあり、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

※ 別表の (あ) 欄については、本件審査請求に係る部分以外の記載は省略している。

(参考) 答申に至る経過

平成 26 年度諮問受理第 109 号

年 月 日	経 過
平成 26 年 8 月 6 日	諮問
平成 26 年 9 月 9 日	実施機関から弁明書の提出
平成 26 年 10 月 1 日	審査請求人から反論書の提出
平成 26 年 10 月 6 日	審査請求人から反論書の提出
平成 27 年 2 月 12 日	審議 (論点整理)
平成 27 年 2 月 26 日	審議 (論点整理)
平成 27 年 3 月 12 日	審議 (答申案)
平成 27 年 4 月 14 日	審議 (答申案)
平成 27 年 6 月 1 日	答申